

# 会 議 録

会議の名称	指定管理者選定委員会（第19回）	
事務局	企画財政部 企画政策課 企画政策係	
開催日時	平成26年2月17日（月）18時00分～20時30分	
開催場所	小金井市役所本庁舎3階 第一会議室	
出席者	委員	委員長 武田 真一郎 委員 副委員長 益田 あゆみ 委員 委員 飯島 康 委員 井原 秀憲 委員 本木 紀彰 委員 欠席委員 0人
	担当課	市民部長 川合 修 経済課長 當麻 光弘 経済課産業振興係長 田嶋 隆行 経済課産業振興係主事 大久保 知佳 コミュニティ文化課長 平岡 良一 コミュニティ文化課文化推進係主事 岡崎 章尚
	事務局	企画政策課長 水落 俊也 企画政策課長補佐 竹田 怜史 企画政策課副主査 廣田 豊之 企画政策課主事 高野 修平
傍聴の可否	可 一部不可 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">不可</span>	
会議次第	1 開会 2 委員長の互選について 3 副委員長の互選について 4 会議録作成について 5 議題 (1) 平成25年度 諮問第5号 東小金井事業創造センターの指定管理者の公募について 6 次回の委員会開催日について 7 閉会	
会議結果	別紙会議録のとおり	

## 第19回小金井市指定管理者選定委員会

日 時 平成26年2月17日(月)午後6時00分～午後8時30分

場 所 市役所本庁舎3階 第一会議室

出席委員 5人

委員長 武 田 真一郎 委員

副委員長 益 田 あゆみ 委員

飯 島 康 委員 井 原 秀 憲 委員

本 木 紀 彰 委員

欠席委員 0人

---

### 担当課職員

市民部長 川 合 修

経済課長 當 麻 光 弘

経済課産業振興係長 田 嶋 隆 行

経済課産業振興係主事 大久保 知 佳

コミュニティ文化課長 平 岡 良 一

コミュニティ文化課文化推進係主事 岡 崎 章 尚

---

### 事務局職員

企画政策課長 水 落 俊 也

企画政策課長補佐 竹 田 怜 史

企画政策課副主査 廣 田 豊 之

企画政策課主事 高 野 修 平

---

(午後6時00分開会)

◎水落企画政策課長 こんにちは。ただいまから、第19回指定管理者選定委員会を開催いたします。回数は前期からの通算の回数とさせていただきます。委員長の互選が終わりますまで司会進行を務めます、企画政策課長の水落俊也と申します。よろしくお願いたします。

第5期の指定管理者選定委員会委員につきましては、平成26年2月8日から平成28年2月7日までの2年間の任期で発足をさせていただきます。委嘱状につきましては、誠に恐縮でございますが、先日郵送にて交付させていただいたところでございます。

本日は、委嘱させていただいてから初めての会議でございますので、再任の方もいらっしゃ

いますが、ここで各委員の皆様の自己紹介をお願いいたしたいと思います。

それでは、お名前をお呼びいたしますので、よろしく願いいたします。

(各委員自己紹介)

◎水落企画政策課長 ありがとうございます。

続きまして、事務局を務めます企画政策課の職員を紹介させていただきます。

初めに、竹田怜史課長補佐です。

◎竹田企画政策課長補佐 竹田と申します。よろしく願いします。

◎水落企画政策課長 次に、廣田豊之副主査です。

◎廣田企画政策課副主査 廣田と申します。よろしく願いします。

◎水落企画政策課長 次に、高野修平主事です。

◎高野企画政策課主事 高野と申します。よろしく願いします。

◎水落企画政策課長 紹介は以上でございます。

では、指定管理者制度及び当委員会の趣旨等につきましては、委嘱の際に説明させていただいており、ご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、再度、簡単に説明させていただきます。

指定管理者制度は、平成15年、地方自治法の改正により、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間等の能力を活用し、市民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的として導入された制度でございます。

指定管理者制度の実施に当たっては、条例で指定の手續、管理の基準、業務の範囲等を定め、指定管理者の指定についても議会の議決が必要となるものでございます。

そして、指定管理者の候補者の選定につきましては、市長等の諮問に応じて調査及び審議をするため、本委員会の設置を条例に規定しているところでございます。

本委員会で皆様にご審議いただく内容としましては、公募の場合と非公募の場合の2種類があります。まず公募の場合は、1回目に指定管理者の募集要項、選定基準についての審議、2回目に1次審査として書類審査、3回目に2次審査としてプレゼンテーション等を実施し、候補者の選定となります。非公募の場合は、非公募の理由の説明及び候補者の審査を実施し、候補者の選定となります。

本日の諮問案件は1件でございます。公募によるものですので、本日は募集要項及び選定基準についてご審議いただくものでございます。

ここまではよろしいでしょうか。

では、直ちに議事に入らせていただきます。議題は、委員長の互選についてであります。

委員長の選出につきましては、小金井市公の施設の指定管理者の指定手續等に関する条例第16条第5項の規定で、委員の互選により定めることとなっております。

いかがでしょうか。

◎委員 ■■■委員をお願いしたいと思います。

◎水落企画政策課長 ■■■委員に委員長をお願いするということではよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎水落企画政策課長 それでは、■■■■委員に委員長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは■■■■委員、委員長席にお移り願います。

それでは、委員長に選出されました■■■■委員のご挨拶をお願いいたします。

(委員長挨拶)

◎水落企画政策課長 ありがとうございます。

委員長が互選されましたので、議事進行を委員長と交代いたします。よろしくお願いいたします。

◎委員長 それでは、次の議題ですが、副委員長の互選についてお諮りしたいと思います。

副委員長の選出につきましても、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例16条5項の規定によりまして、委員互選により定めることとなっております。

私から推薦させていただいてもよろしいでしょうか。■■■■委員を副委員長に推薦したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 それでは、■■■■委員に副委員長をお願いすることにしたいと思います。

では副委員長に選出されました■■■■委員から一言挨拶をお願いいたします。

(副委員長挨拶)

◎委員長 どうもありがとうございました。

それでは、5人という小世帯ですので、それぞれ専門的な立場から積極的に、また自由にいろいろと発言をお願いしたいと思います。

それでは次の議題です。会議録の作成についてお諮りしたいと思います。

まず、事務局の説明をお願いいたします。

◎水落企画政策課長 会議録の作成につきましては、第4期同様、原則として全文記録とさせていただきます。ただし、個々の委員の発言部分につきましては、氏名は記載せず、「委員長」「委員」とし、発言者が特定できない形とさせていただきますと考えております。

なお、質疑の内容のうち、業者の事業運営上、競争上の地位を害するおそれがあると判断される発言がある場合等につきましては、その部分は黒塗りにして公開することとしたいと考えております。

以上です。

◎委員長 ありがとうございます。

今、説明がありましたが、この件につきまして、何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

なければ私から。ちょっと気になったのですが、まず、個々の委員の発言がわからないようにするという事です。これは、事務局の発言と委員の発言というのは、議事録を見たらわか

るのでしょうか。

◎水落企画政策課長 はい。事務局は「事務局」と明記し、あとは「委員」と明記させていただきます。ただ、委員長だけは「委員長」とさせていただきます。

◎委員長 そうですか。別にそれは構いません。

気になったのは、ある市の審議会で、事務局の発言だか委員の発言だか全然わからなくなってしまうところがあったのです。あれはやはり非常におかしいと思いましたので、ここはそういうことはないようですので、それで結構かと思います。

ほかに皆さんから何か、ご意見、ご質問等はございますか。

黒塗りにして公開するというのが気になったのですが、これは今までの先例からすると、黒塗りにする部分というのは実際にかなりあったのでしょうか。

◎水落企画政策課長 市民交流センターの選定の際に幾つか黒塗りがあった記憶はあるのですが、それほどありません。

◎委員長 では、それほどないということですね。小金井市も当然、情報公開条例があって、行政情報は原則公開だと思いますので、その原則に従って、あまり黒塗りだらけの議事録ができないようにご配慮いただければと、個人的には感じております。

◎水落企画政策課長 前回の清里と体育館の関係は黒塗りはなしで公開をする予定になっています。

◎委員長 そうですか。あの程度の議論であればオープンにするということですね。そうであれば問題はないと思います。

ほかにいかがでしょうか。

では、特にないようでしたら、先ほどのご説明のと通りの原則で議事録を作成する。つまり、発言委員名と非公開情報に相当すると考えるところを除いて、原則的には記録するということに決定したいと思います。

これは公開されるのですか。

◎水落企画政策課長 ホームページ等で公表しています。

◎委員長 議事録は公表するのですね。わかりました。

◎水落企画政策課長 あと、議事録のほうには個人の名前は出さないのですが、議事録の調整の関係で、ご発言をいただくときには、申し訳ないのですが一度名前を名乗っていただいてからご発言をお願いしたいと思います。

◎委員長 はい。録音をしていますので、後で聞くと、どなたの発言だかわからなくなってしまうこともあるので、名前を名乗ってから発言していただくということですね。ちょっと煩わしいところもありますが、一応そういう原則で進めていきたいと思います。

それでは、この件は以上としまして、次の議題に移りたいと思います。

本日は、東小金井事業創造センターの指定管理者の公募に係る募集要項等の審査1件を扱う予定でございます。時間は2時間程度とかなり長くっておりますが、ご協力をよろしくお願

いしたいと思います。

それでは、まず小金井市長から諮問書が提出されていますので、諮問をしていただきたいと思います。

◎川合市民部長 市民部長の川合と申します。本来なら、市長から直接諮問をさせていただくところですが、市長の公務日程が重なっているために、私のほうから諮問書を代読させていただきたいと思いますので、ご了承のほどお願いいたします。

小金井市指定管理者選定委員会  
委員長様

小金井市長 稲葉孝彦

#### 諮問書

小金井市公の施設の指定管理の指定手続に関する条例第16条の規定に基づき、別添資料のとおり下記の事項を諮問します。

#### 記

1 平成25年度 諮問第5号 東小金井事業創造センターの指定管理者の公募について

(1) 指定管理者公募施設

名称 東小金井事業創造センター

所在地 小金井市梶野町一丁目2番36号

(2) 指定の期間

平成26年8月1日から平成29年3月31日まで

(3) 諮問に係る提出書類

- ・指定管理者募集要項（案）
- ・指定管理業務仕様書
- ・施設平面図・備品一覧等
- ・様式・条例等
- ・指定管理者選定基準

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

◎委員長 ただいま、市長から1件の諮問を受けました。諮問に当たって、説明のため、担当職員がご出席されているそうですので、まず事務局から紹介をお願いいたします。

◎水落企画政策課長 はい。それでは担当課の出席者をご紹介します。本日の議題は市民部経済課の担当となっております。

初めに、川合修市民部長でございます。

◎川合市民部長 市民部長の川合です。どうぞよろしくお願いいたします。

◎水落企画政策課長 次に、當麻光弘経済課長です。

◎當麻経済課長 経済課長の當麻と申します。よろしくお願いいたします。

◎水落企画政策課長 次に、田嶋隆行係長です。

◎田嶋経済課産業振興係長 経済課産業振興係長の田嶋と申します。よろしくお願ひいたします。

◎水落企画政策課長 次に、大久保知佳主事です。

◎大久保経済課主事 経済課産業振興係、大久保と申します。よろしくお願ひいたします。

◎水落企画政策課長 以上です。

◎委員長 それでは初めに、平成25年度諮問第5号、東小金井事業創造センターの指定管理者の公募についてを議題といたします。

ただいま、指定管理者の公募について諮問がございました。小金井市の条例によりますと、第4条第2項で、市長等は前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、第16条に規定する小金井市指定管理者選定委員会の意見を聞くものとするとしております。今後、東小金井事業創造センターについては、公募を行い、候補者を選定することになります。公募に当たっては、募集要項等の内容、選定に当たっての審査基準等について、公募の前に本委員会に諮問をされております。したがいまして、これから担当課から説明を受け、各委員から質疑を受けて行きたいと思ひます。

つまり、今日これから何を審議するかということについて、担当課からご説明をまずいただきたいと思ひます。

それでは担当の方、説明をお願いいたします。

◎當麻経済課長 経済課長の當麻と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、諮問第5号に係る、小金井市事業創造センターの募集要項及び選定基準についてご説明させていただきます。

まず、募集要項についてでございます。申し訳ございませんが、その前に1点、資料の訂正をお願いいたします。お手元にお配りしました東小金井事業創造センター指定管理者募集要項（案）の12ページでございますが、（5）収支計画、⑤効率的な運営の方策についての、支出のところ、「平成26年9月までは消費税8%」となっておりますが、「平成27年9月まで」の誤りでございます。おわびして訂正させていただきます。

それでは、説明に入らせていただきます。1ページをご覧ください。

I「公募の概要」でございます。こちらにつきましては、公募の趣旨でございます。

平成26年4月1日に新しく開設する東小金井事業創造センターの管理運営について、民間の能力を活用し、効果的で質の高いサービスの提供を図るため、施設の設置目的を高い目標で達成できる指定管理者を公募することが今回の趣旨でございます。

当施設の設置目的といたしましては、次の2「施設の設置目的」に記載しているところでございます。創業予定者並びに創業後間もない法人及び個人の事業主、その他地域産業の活性化に寄与する事業を行う者を育成するための受け皿として整備し、起業家等の市内定着を支援することにより、高付加価値型の企業集積を促進し、もって地域に根差した産業振興を図ること

を目的としております。

次に、3「施設の概要」でございます。施設の名称は「東小金井事業創造センター」、愛称は「K O - T O (コート)」でございます。このK O - T Oの意味といたしましては、まずK Oは小金井の「こ」、場所が高架下にあるため、高架下の「こ」、子供・高齢者・コミュニティの「こ」、などの意味がございます。T Oの「と」は、何々と一緒に、英語で言えばw i t hの意味がございます。また、小金井と東京、郊外と都心をハイフンでつなぐという意味や、施設がテニスコートのように四角いというさまざまな意味が含まれているところでございます。

場所は、東小金井駅の東側、徒歩5分圏内の高架下でございます。児童発達支援センター「きらり」の真南の高架下というところでございます。

施設規模は平屋1階建て、延べ床面積177.97㎡と小さい施設になっております。

施設の内容といたしましては、恐れ入りますが紙一枚の東小金井事業創造センター平面図をご覧ください。

当施設は、竣工予定のため、まだパンフレット等はございませんので、このような平面図で、申し訳ございませんがご容赦ください。

まず、紙面の左側、AからFの約5㎡の個室、それからGからLの約2㎡のシェアブースとなっております。こちらは、市内で創業予定の方、また創業後5年以内の方、また東京農工大学の中にごございます農工大・多摩小金井ベンチャーポート退去後1年以内の企業の方を対象とした入居スペースとなっております。対象の方にこちらのスペースに入居していただき、原則3年間、起業家育成のためのサポートプログラム等を受けられる仕組みとなっております。

なお、シェアブースにつきましては、図面の左側の上のところになりますが、完全な個室ではなく、パーティションで区切られたスペースとなっております。

次に、紙面右側のシェアスペースについてでございます。こちらは、市内創業予定の方、また既に事業を営んでいる方を対象とした共同利用の大部屋で、机と椅子を約30人分用意する予定でございます。また、開館時間外には講演会や展示会を初めとしたイベント実施用に貸し切り利用が可能で、指定管理者にもこのスペースでさまざまな自主事業を実施していただきたいと考えているところでございます。

また、商談室といたしまして、個室、シェアスペース、シェアブースの両者の打ち合わせスペースがあり、最後に管理事務所となっているものでございます。

では、先ほどの募集要項のほうにお戻りください。

次に、募集要項の2ページでございます。4「指定管理者の指定期間」でございます。

当施設は、平成26年4月から7月末までは業務委託で管理運営を行い、8月1日から指定管理者による管理を開始する予定でございます。期間は平成29年3月31日までの2年8か月にしたいと考えているところでございます。

当施設は新設の施設でございますから、条例で定められている最長の5年間ではなく、約3



年間程度で一定の見直しを図る必要があるであろうという考えから、この期間としているところでございます。

次に、5「指定管理者の募集及び選定方法・選定委員会の設置」でございます。指定管理者の募集及び選定は、公募型プロポーザル方式を採用し、小金井市の公の施設の指定管理の指定手続に関する条例第16条に規定する、指定管理者選定委員会による審査を実施し、指定管理候補者を選定する旨を記載してございます。

続きまして、6「指定管理者の公募スケジュール」でございます。募集要項の配布から、指定管理者による管理開始までの大まかな流れを記載してございます。

募集期間は3月いっぱいを予定しております。お知らせにつきましては、市報3月1日号及び市ホームページに記載をいたします。3月中に現地説明会や募集に関する質問の受け付け及び回答も行います。

第1次審査及び第2次審査は4月中に実施をさせていただき、5月上旬には候補者の決定、6月には市議会での議決、8月に協定の締結と管理の開始というスケジュールを予定させていただいているところでございます。

以降には、7「現地説明会」や、8「質問の受け付け及び回答」について、4ページには「9申請書の提出方法」や、10「選定結果の通知方法」、11「協定の締結」について記載をしております。

続いて、II「指定管理者が行う業務の範囲」についてでございます。1の東小金井事業創造センター条例第3条に掲げる業務とは、起業家の育成・支援に関する業務のことでございまして、そのほかといたしましては、2以降に、施設や附帯設備の利用承認に関することや、利用料金に関すること、施設の維持管理に関すること、個室等利用者の募集や入居審査に関することを範囲として挙げているところでございます。

その他市長が必要と認める業務につきましては、清里山荘などにおいては災害時に避難する方の受け入れ施設等となる可能性を想定して設けている項目でございますが、本施設は規模的にそのような受け入れ施設となる可能性は低いものの、万が一の突発事態への対応をお願いする可能性もあることから入れているところでございます。

続いて、III「指定管理者による管理運営の条件等」でございます。

1「事業内容」につきまして、(1)施設の管理運営、(2)施設備品等の維持管理、(3)事業運営の特例条件について、それぞれ記載をしてございます。

次に、2「利用料金等」でございますが、個室やシェアブース、シェアスペースを利用される方にお支払いいただく部屋や附帯設備の利用料金については指定管理者の収入とする、いわゆる利用料金制を採用している旨を記載してございます。利用料金につきましては、条例で定められている金額の範囲内で、市長の承認を得て、指定管理者が設定することとなります。

3「施設の使用区分」とは、休館日、開館時間のことでございますが、こちらも市長の承認を得て、指定管理者が設定することとなります。

続きまして、4「関係法規の遵守」についてを記載してございます。

次のページ、5には「守秘義務」、6には「安全管理」について記載をしているところでございます。

続きまして、7「経営に関する事項」でございまして、(1)指定管理者の収入といたしましては、アの施設及び附帯設備の利用料金、イの指定管理者が実施する事業の実施に伴う収入、ウの指定管理委託料。ただし、この指定管理委託料については、警備委託料相当分のみとしていただいております。当施設の特徴といたしましては、指定管理委託料として支払うのは警備委託料相当分のみであり、管理運営に要する経費についてはアとイに当たります。利用料収入及び自主管理事業収入の範囲内で賄ってもらうというシステムを採用してございます。

次に(2)市が負担する費用といたしましては、まず、アの警備委託料を指定管理料として負担いたします。委託料の金額や業者についてでございますが、本来であれば指定管理者にご提案をいただくところでございますが、4月から7月までは市が管理運営を行う関係上、既に市と契約している業者と8月以降についても同様に契約をしていく旨をお伝えしてございます。

イの修繕費等といたしましては、1件5万円以上の費用がかかる建物修繕費用と、備品台帳に記載されている備品の経年劣化による買いかえに要する経費については、原則、市で負担する旨、あとはコピー機リース料及び紙代や火災保険料、そして7ページに進みますが高架下土地借り上げ料について、これらは市で負担する旨を記載してございます。

次に、8「常駐管理人及び起業家育成に従事する職員の配置」として、施設の常駐管理人と、起業家育成のため必要なノウハウを持った方を配置していただきたい旨を記載してございます。こちらは兼務も可能でございます。

9「指定管理期間満了後の措置」、10「指定管理者切り替えに係る措置」についても、記載のとおりでございます。

11「リスク分担」でございまして、市と指定管理者のリスク分担について、表としてまとめさせていただきました。

続いてIVといたしまして、応募の条件等を記載してございます。応募者については、法人その他の団体として、個人では応募できないこととしております。

次に、応募者の制限として、7つの欠格事項を記載しております。

続きまして9ページにお移りください。

3「応募書類」につきましては、別に配布してございます指定管理業務仕様書を参考に(1)から(9)の書類を提出していただきます。(1)につきましては、指定管理者指定申請書、(2)欠格役員不存在誓約書、(3)登記事項証明書、(4)納税証明書等、(5)申請者の概要がわかる書類、(6)定款、寄附行為、規約等がわかるもの、(7)当年の事業計画書と前年の事業報告書、(8)決算報告書、(9)指定管理者事業計画書、いわゆる提案書という形になっております。

4「応募に関する留意事項」といたしましては、(1)から(8)までの8項目を記載して

ございます。

まず（１）につきましては、募集要項の承諾、（２）応募者の失格、（３）重複提案の禁止、（４）応募書類の内容変更の禁止、（５）応募の辞退、（６）応募に要する費用負担、（７）著作権の帰属等、（８）その他として３点ございます。

続きまして、５「提案内容」でございます。以下の内容を提案書の中に示していただきたいということで、項目立てをして記載してございます。

（１）につきましては、指定管理者としての運営に当たっての基本方針、（２）事業等の実施計画として、当施設で実施していただくソフト事業についての提案を示していただきたく、施設の利用促進策について、申請者の利用承認に係る審査について、利用者の育成支援や退去後の市内定着支援について、地域や金融機関を初めとした関係機関の連携について、自主事業の取り組みについて、情報収集及び発信について、最後に人員体制について示していただきたいと考えているところでございます。

続きまして（３）といたしましては、施設の維持管理についてでございます。公共施設としての維持管理方式や危機管理体制を示していただきます。また、ごみ減量や地球温暖化対策の取り組みについてということで、当施設から大量のごみやCO<sub>2</sub>が排出されることは想定はされないところでございますが、ほかの施設同様、小金井市の施設を管理運営する上で知っていただきたい内容であることから、一定お示しいただきたいと考えているところでございます。

その他といたしましては、１２ページをご覧ください。

要望・苦情対応についてや、業務の管理運営全般に関する自己検証、評価、改善策について、そして個人情報の保護及び情報公開について示していただきます。

続きまして（５）収支計画でございます。こちらは、利用料金についての考え方や、指定期間中の収支計画を示していただきたいのと、また、管理運営費用や利用料収入の範囲内で賄うというシステムの中で、収入増の方策や経費節約の考え方を示していただきたいと考えているところでございます。

収支計画を立てるに当たっての消費税率の考え方についてでございますが、現在確定したものではありませんが、平成２７年１０月から１０％になることが見込まれているところでございます。支出については平成２７年１０月から１０％になる想定でお願いしたいと考えております。収入については、条例で定められている利用料金の上限額を条例改正により引き上げることを検討する必要もあるかとは思いますが、現時点では確実に上げることが決定していないため、現行条例どおり算出していただきたいと考えているところでございます。

これらの方法で見込んでいけば、消費税率が１０％になった際、万が一、条例改正をせず、現行条例どおりの利用料条件となった際に、今回提出していただく収支計画どおりの運営となり、検討の結果条例改正により利用料上限を上げれば、指定管理者の収入額が上がるため、運営に支障のない形になるかと考えているところでございます。

次に、Ⅴ「選定に関する事項」についてでございます。こちらは、選定方法や評価項目につ

いて記載をしてございます。

1 「選定方法」については、先ほど2ページでご説明をした内容を詳しく記載した形になっております。

続きまして、2 「評価項目」については、事業者に提出していただく応募書類、特に先ほどご説明いたしました提案内容を選定委員の皆様へ評価していただく際のチェック項目でございます。こちらは後ほど説明いたしますが、A4一枚の東小金井事業創造センター指定者候補者選定基準と同様の内容でございます。

では、14ページにお進みください。VI 「協定に関する事項」でございます。市議会で議決をしていただいた後に締結をする協定書で定められる内容や、協定締結に必要な事項、万が一協定が締結できない際の措置について記載をしてございます。

VIIでは、事業計画と実績評価について提出していただきたい旨を記載してございます。詳細については、指定管理者と協議の上定めるということとなります。また、必要に応じてモニタリング調査や必要な指示等を行うこと、指示の改善が行われなければ指定を取り消す可能性がある旨を記載してございます。

次にVIII 「その他」についてでございます。

1 では、事業の計画が困難になった場合の措置について記載してございます。2 には、指定管理者の提案事項についてということで、基本的には指定管理者には業務仕様書の内容を実施していただくところでございますが、万が一、効果が高いと見込まれる独自のアイデアがある場合は、市へ提案していただきたい旨記載してございます。そして、その際には市は協議に応じるということで記載をしているところでございます。

また、3 についてでございますが、現在、これも確定してございませませんが、経済産業省の産業競争力強化法に基づく創業支援計画を提出する予定でございます。こちらは、市町村と民間事業者が連携して行う地域での創業支援の取り組みを支援する目的のものでございます。本計画が採択されますと、国からさまざまな支援が受けられる可能性があるということで記載をしてございます。提出予定の計画の内容につきましては、今回の募集要項で挙げております事業内容と相違はございません。

最後に、4 といたしまして、協定書の解釈に疑義が生じた際の措置について記載をしてございます。

募集要項については以上でございます。

続きまして、東小金井事業創造センター指定管理業務仕様書についてご説明させていただきます。

こちらにつきましては、指定管理者に実際に行っていただきたい業務の内容を示したものでございます。特徴といたしましては、起業家育成・支援といったソフト事業に重きを置いている点でございます。内容につきましては、募集要項に記載してある内容をより詳しくしているものでございます。

最後に、選定基準に移らせていただきます。紙一枚の資料でございます。東小金井事業創造センター指定管理者候補者選定基準という表題になっているものでございます。

1については、「適正な管理運営の確保」、2「事業者の現状と実績」、3「起業家育成・支援の方法」、4「効率的な運営」、5「安全で安定的な施設運営」ということで、大きく5項目に分けてございます。

それぞれの項目、点数の配分ということで、他の清里山荘や総合体育館等と同様のフォーマットとなっておりますが、配点につきましては、当施設は施設の管理というハードの側面よりも、起業家育成といったソフト面に重点を置きたいというところから、3の起業家育成・支援の方法の配点を大きくしてございます。市といたしましては、ここに力点を置きたいと考えているところでございます。

また、もう一枚のA4用紙、選定基準と提案内容の対応表を添付いたしました。事務局から提案内容と選定基準が順番どおりに対応していたほうが評価がしやすいと提案をいただいたところではございました。提案内容と評価基準が必ずしも一対一ではない関係上、このような対応表を作成させていただきました。評価していただく際に特に注目していただきたい項目ということで、参考にしていただければと存じます。

以上、長くなりましたが、説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

◎委員長 どうもありがとうございました。

ただいまご説明いただきました。本日これから何を審議するかということですが、大きく分けて2つのポイントがあるかと思えます。一つ目は、募集要項及び業務仕様書の内容でございます。もう一つは、選定基準についてです。この2件について、本日これから、これでいいかどうか、あるいは改めるべきところがあればどう改めるのか、ご審議をいただくことになるかと思えます。

まず初めに、募集要項及び業務仕様書の内容について、質疑を行いたいと思えます。最初に説明していただいた、数枚とじられた資料の内容につきまして、何かご質問、ご意見等がございましたらご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

あるいは、そもそも私などは、この事業創造センターというところが一体何をやる場所かということも、いま一つ判然としないところがありますので、そういう非常に初歩的な点も含めまして、何かご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いしたいと思います。

◎委員 幾つかご質問をさせていただきたいと思えます。まず、2ページで、先ほどのご説明ですと7月までは通常の業務委託で業務を行い、8月1日からこの指定管理者の指定期間の間をお願いするというご説明でしたが、今回、多分、業務委託を受託された方が応募されるということも十分に考えられるのですが、その関係というのはどう整理をすればよろしいのでしょうかということが一つ。

もう一つは、7ページの、常駐管理人及び起業家育成に従事する職員の配置ということなのですが、常駐管理人、いわゆるインキュベーションマネージャーは兼務しても構いませんよと

いう先ほどのご説明だったのですが、全体のご説明ですと、今回、特にインキュベーションの部分について力を入れたというご説明だったので、これは実際、何人ぐらい想定されているのでしょうか。市のほうでこのぐらいの資格を持っているこういう方をお願いをしたいというものがもしありましたら、ご説明をいただきたいと思います。

最後に、8ページ目、応募資格ですが、応募者は法人その他の団体としますということで、その他の団体ということですが、これはいわゆるNPOも含めて考えてよろしいのでしょうか。この3点についてご説明をいただけますでしょうか。よろしくお願いたします。

◎**当麻経済課長** まず、業務委託業者が現在出ているところでございますが、これが指定管理者になり得るかどうかというところでございます。これにつきましては、業務委託業者が指定管理者に、自分もやりたいという形で応募をしてくれるならば、この業者についても応募を受け付けるという形で考えているところでございます。

また、インキュベーションマネージャーと管理人が兼務という形で、何人ぐらいを想定しているかというところでございます。この事務所には一人を置いているところでございます。ですから、現在においてはまず一人、これを確保したいと考えているところでございます。

それから、8ページ目の応募資格でございます。応募資格については、NPOも応募資格はございます。

以上でございます。

◎**委員** ちょっと私は経済のほうは専門ではないのでよくわからないのですが、例えば中小企業診断士とか、このインキュベーションをやるためのマネージャーの資格みたいなものがあるのかどうかということと、もしあるとすれば、そういう資格を持っていないと応募できないのかどうか、そこを教えてください。

◎**当麻経済課長** マネージャーの資格については、資格等は必要ございません。

◎**委員長** よろしいですか。では、私から質問させていただきますが、4月1日に開設自体はされるわけですね。その時点でなぜ指定管理者の公募をしなかったのでしょうか。

◎**当麻経済課長** この件につきましては、現在、委託業者がこの施設を運営するための準備をしているところでございます。この開設準備については、東京都の緊急雇用創出事業補助金を活用しております、それで委託事業を進めているところでございます。

そうした形の中で、今年度8月からこの事業を始めておまして、この補助金を活用した事業は年度内でなく、1年間行うことができます。平成25年8月からこの事業を行っているところでございますので、1年間、平成26年7月まで委託事業という形で実施し、8月以降を指定管理者という形で行いたいと考えているところでございます。

施設開設後間もない期間については、この4月から7月については助走期間という形もございますので、委託業者にそのまま管理をしてもらい、そして8月からの指定管理という形にしていきたいと考えているところでございます。

◎**委員長** つまり、せっかく補助金があったから、その補助金を使える委託業者に8月までは

お願いしたという理解でよろしいですか。

◎**當麻経済課長** そうでございます。

◎**委員長** わかりました。

◎**委員** ようやくこういうものが多摩地域にできたかという印象なのですが、個室を借りる希望をする方がどのような使い方をするかということまでは、市のほうで何か制約を考えていらっしゃるのですか。

というのは、机があって、そこでパソコンを置いてお仕事するようなものを、多分イメージされていていらっしゃると思うのですが、例えば中でマッサージ・整体みたいなものを開設したいとか、店舗みたいなものをやりたいという希望者が出てくるかとも思いますので、その辺まで、どのように市がお考えになっているかということがまず1件と、あと、会議室とシェアスペースについての貸し出しは、今のところ、ホームページを見ましたら書いていなかったのですが、それは指定管理者が自由に、外部向けにオープンにしていいたいということは想定なさっているかということです。

あと、前回、資料が少し足りなかったところがありましたので、そういった場合、追加資料は認めない、でも何か足りないものがあつたら提出してもらおう、みたいな文面があつたほうがいいのかと思ったのですが、その点についてはいかがでしょうか。

◎**當麻経済課長** まず、個室の利用方法の制約についてでございます。こちらにつきましては、この施設の目的という形で、基本的には地域に根差した産業振興を図るということで、それは高付加価値の企業集積を推進するということを考えております。具体的に申し上げますと、そこでマッサージ業者であるとか、塾を開くとか、そういうものを想定するような施設ではございませんで、そこにデスク、チェア等を入れていただき、パソコン等を持ち込んでいただき、そこで事業を行っていただきたいと考えているものでございます。ですから、マッサージであるとか、そういうふうな使い方は、この施設については考えておりません。

続きまして、会議室の貸し出しでございますが、こちらにつきましては、この施設を開設すると同時に随時受け付けし、随時貸し出しを行います。その形の中で、今回のホームページのほうにはこのような記載がなかったと思います。シェアスペースは既に募集を開始しているところでございます。

◎**委員** シェアスペースを独自に外部に貸し出したりということまでも、それは指定管理者の活動の中で勝手にやってくださいという話でしょうか。

◎**當麻経済課長** はい、そうです。

◎**委員** わかりました。

◎**當麻経済課長** それから、例えば追加資料等があつたときはどうなのかということですが、10ページに、8のその他のところでございますが、市は必要と認めた場合、追加資料の提出を求めることがございます。その場合は、応募者は速やかに提出をしてくださいということをお願いしているところでございます。

以上でございます。

◎委員 わかりました。

◎委員長 ほかにいかがでしょうか。

◎委員 関連するかもしれないのですが、ここを利用したいというお客様のニーズというのは、どの程度つかんでおられるのでしょうか。何かそういうデータみたいなものがあるのか、それともこれから公募して、やってみないとわからないのでしょうか。

それと、これはそもそも市民の方でないとは利用できないのでしょうか。

◎当麻経済課長 では、まずニーズについてお答えさせていただきます。この件につきましては、2月10日と11日に内覧会を開催いたしました。その際に、両日合わせまして約80名の見学がございました。ですから、ニーズはあるものと思っております。

◎委員 関心が高いということですね。

◎当麻経済課長 はい。

◎委員 現在、申し込みは受け付けていらっしゃいますよね。

◎当麻経済課長 はい。申し込み受け付けはしております。

◎委員 そうなのは市では管理していないのですか。どういう申し込みが何件ぐらい来たかというのはわかるのでしょうか。

◎当麻経済課長 今、随時申し込み受け付けをしているところでございます。

◎委員長 私から質問させていただきますが、どうもこの施設の性質がよくわかっていないのですが、その利用者というのは、要するに賃貸借みたいに一定期間そこを占有して事務所みたいな形で使うことになるのですか。

◎当麻経済課長 はい。

◎委員長 それで何に使うかという、何か新しい事業を起こしたいという人がその場所を使って、そこでベンチャー的な事業をやるためのスペースなのですか。

◎当麻経済課長 はい。

◎委員長 それで、そのベンチャー的な事業というのは、先ほどの話では、マッサージとかはだめなんですね。では具体的にどういう事業が想定されるのですか。

◎当麻経済課長 この施設は、そもそもは、今、農工大・多摩小金井ベンチャーポートの卒所者を、卒所した後の入居施設として考えていたものでございます。この方たちというのは、要はベンチャー企業の方たちでございまして、例えばバイオテクノロジーであるとか、ITであるとか、そういう事業をやっている方たちでございます。ただ、資金力というか、そちらのほうはまだまだのために、そういう施設にいらっしゃるという方たちです。

そういう方たちを次に受け入れて、小金井に根づいてもらうための施設として考えたものでございます。その中で、卒所した方たちだけをそこに入れるというのではなくて、さらにそこで新しい事業を起こしたい、自分で事業をこれから開始したいという方たちを育てていくような施設、これもあわせて作っていききたいというところで開設したものでございます。



また、地方で既に事業を起こして、東京に進出を考えていらっしゃる事業主の方もいらっしゃると思います。そういう方たちの東京進出への足がかりにもなるような施設として、この施設を考えているところでございます。

そしてゆくゆくは、その人たちに小金井市内に根づいていただいて、そして小金井市内で事業をさらに展開していただきたいと考えて、この事業を作っているものでございます。

◎委員長 利用期間はどれぐらいを想定しているのですか。半年とか1年とか。あるいはもっとですか。

◎当麻経済課長 とりあえずは3年を考えております。そして、場合によっては、申請等をいただいた場合には5年まで延長できると考えています。ですから、あまり長くいていただいてもどうかというところもございますので、3年が一つの区切り、そして5年が一つの目安として入居していただきたいと考えております。

◎委員長 居住権が発生してしまっ、正当事由がないと出ていってもらえなくなってしまうとか、そういう可能性がないとは言えないですね。だから、あらかじめ期限を区切っておくわけですね。原則3年で、延ばしても5年ということですか。

◎当麻経済課長 はい。

◎委員 その話につけ加えなのですが、それは、例えば5年以内の起業者の方が対象になっていきますので、あまり長い方がずっといらっしゃるとう活性化ができないようなイメージだと思うのですが、それを決めるのは、例えば3年で出ていってくださいというのは、市のほうで決められるものなのか、それとも指定管理者の独断で決めていくのでしょうか。

◎当麻経済課長 これにつきましては、一応、その3年とか5年というのは市の条例の中で、12月議会で決めさせていただいたものでございますが、指定管理者や市のほうから「出ていってください」ということはいたしません。

◎委員 ちょっと参考になるか。三鷹のほうにも同じようなものがございますよね。例えばカラーコーディネーターの方がいろいろなデザインとかで、家のリフォームとかカーテンのリフォームとか何とか、そういうのを一時的に、まだ本格的に事務所とかを作るには初期投資が大きいしどうなるかわからないからということで、1年2年、そこを事務所がわりにして、電話等、ちょっとしたお客さん相手ということでやっている、その方が1年2年、3年ぐらいで見通しが立ってくるんです。そうすると、僕の知っているその人は、ほかのところにはちゃんと店舗というか、そういうのを構えていました。

それから、もう一つは、外国からいろいろ物を入れて、それをインターネットか何かで販売しようというので、そのスペースの中でできると。それがうまくいったら自分の事務所を構えますよと。そのための一時的なものであると。

ですから、今、3年とか、長くて5年ということなのでしょうね。ということだと思います。

◎当麻経済課長 まさにそのようなことでございます。

◎委員 よろしいですか。今のご説明はよくわかるのですが、平面図を見ると、1.96㎡とか。

2㎡という1m×2mで、机一つ置いて終わりぐらいなのですが。特にこの小さいシェアスペース、6部屋あるのですが、完全な個室ではなくパーティションで区切られているというのですが、机一つにパソコンを置いて終わりみたいな、そんなイメージなのでしょうか。また、どんな入居者を想定しているのでしょうか。

◎**当麻経済課長** この件につきましては、この図面の中で左側のほうですが、2種類のパターンがあると思います。まず5㎡ぐらいの部屋が6部屋。それから2㎡ぐらいの部屋が6部屋ございます。この5㎡ぐらいの部屋につきましては、きちんとした扉がついておりまして、その中に、例えば自分の書庫であるとか、机であるとか、パソコンであるとか、プリンターであるとか、こういうものを持ち込んでできます。

それに対しまして、今、■■■■委員のご指摘がございました、この2㎡のほうでございますが、これについては、机とパソコンとせいぜいプリンターぐらいを持ち込んでいただいて、そこで事業をやっていただくというスペースでございます。これは、今、こういうインキュベーション施設で、こういう広さで事業をやっていただくというのが結構多いのです。また、インキュベーション施設の中でもそのような広さのエリアというか空間が、結構求められています。

それで、私たちといたしましても、そういう求められているものを提供したいという形の中で、ぱっと見るとは2㎡ということですが、そういうものに対しての需要があると見込んだ上で、このような広さの部屋を設定したものでございます。

◎**委員** そうですか。

◎**委員** 加えて質問なのですが、そのブースは、たしか月額、今18,000円ぐらいで出ていると思うので、そうすると、6人がその一場所一場所を借りているという状態なのですか。

◎**当麻経済課長** そうです。

◎**委員** 10人、20人がそこを借りていて、日替わりで空いていたら使うということではない。

◎**当麻経済課長** それはできません。

◎**委員** そうですね。もう自分の名前がついて、パーティションで仕切られた一席をもらうという感じですか。

◎**当麻経済課長** はい。

◎**委員長** 図書館の閲覧スペースぐらいですかね。

◎**委員** でも、多分、シェアスペースよりは個室っぽいので、こちらを希望される方はこちらを申し込むんでしょうね。

◎**委員長** 電話一本置いてあるって感じですね。

具体的に、ここでどういう事業ができるんですかね。

◎**委員** 例えばマンションとかにお住まいの方で、自宅に法人の住所が置けないとかいう方はこういうところを使って法人の登記ができるので、会社を作るということが可能です。郵便も届きますし。

◎委員 法人の本社を置いても構わないのですか。

◎當麻經濟課長 はい。

◎委員長 インターネットカフェでも住民票はとれますとか、よく書いてありますよね。

まあ、需要があるのならそれでいいのでしょうか、何かいま一つイメージがつかめな  
いですね。

◎委員 よろしいですか。やはり一番大事なのは、場所を貸すというのではなくて、その後ど  
うやって起業をしていくのか。具体的には、どうしてもファイナンスの問題が非常に大きくて、  
お客様の獲得と、あとファイナンスをどうするかというのが、多分インキュベーションの中で  
一番大きな問題だと思うのですが、先ほどのご説明ですと、マネージャーは特別な資格は必要  
ないということで、もう一つ、連携で、中小企業とか企業との連携について考え方を記載して  
くださいと書いてあるのですが、どうもここら辺がいま一つよく見えなくて。具体的には、そ  
ういう金融機関だとかささまざまな方と、極めて近い方が実際にインキュベーションマネージャ  
ーをやらないと、実際ファイナンスを起こしましょうとか、支援を受けましょうといっても、  
実際はほとんどできないんです。

だからそこら辺が、先ほどのご説明だと、常駐管理人と起業家育成に関する職員、マネージャ  
ーの関連と、ここに書いてある11ページの地域関係者との連携に向けた取り組みというの  
が、どうもいま一つすっきりしないのですが、そこら辺はどういうふうにお考えですか。

要は、具体的には、それ専門の、そういう資格のある職員をきちっと置いて、それから当然、  
各企業ともお付き合い、それから銀行さんともお付き合いをしながら、実際にファイナンスを  
起こせるかどうかということも専門的な見地から見て、できるだけ、ファイナンスができな  
ければできるような仕組みを作ってあげたりとか、それからご支援したりということをしてい  
るのですが、ただこれだけ見ると、職員を置いた後はそちらのほうでおやりください、みたい  
な感じもしないでもないのですが。具体的にどんなご支援をするのか。例えば仮にこれができ  
ないとすると、市の経済部局として、経済政策として、この指定管理者のインキュベ  
ーションマネージャーではやや手が、仮に上がってしまっているということであれば、経済政策として実  
際におやりになるのか。そこら辺がよくわかりません。

◎當麻經濟課長 この件につきましては、指定管理者と、当然市は連携しているところでござ  
います。市は、信用金庫など地域の金融機関ともつながりがございますので、そちらの情報を  
指定管理者に流すことによって、指定管理者がそういう金融機関を紹介するということはでき  
ると思います。

◎委員 では、指定管理者と経済部局が両方で相互にお互いに補いながらインキュベ  
ーションを支援していくという感じでよろしいのですか。

◎當麻經濟課長 そうでございます。

◎委員長 今の質問と関連するのですが、要するに、条例を見ますと第3条で施設で行う事業  
が決まっているわけですよね。第3条の第1号で一番最初に来ているのが起業家の育成及び支

援に係る指導及びカウンセリングと書いてあるわけですから、そこで起業する上で必要なアドバイスをすることが大きな目的になっているわけですよ。これはやはりかなり高度なノウハウが要るのではないのでしょうか。本当にやろうと思ったら、単に箱物を管理するだけでなく、入った人が起業して巣立っていくように指導・助言するわけですよ。

そうすると、応募者はそういう能力がある人でないといけないはずですが、この応募資格を見ると、個人でなければいいとしか書いていない。そういう能力は全く要件にはなっていないわけですか。8ページの応募資格のところですが。

◎**當麻経済課長** 能力等については、指定管理者に応募してきた方たちの提案書をご覧いただいて、それで審査していただきたいと考えているところでございます。

◎**委員長** それは最終的にそうなるのでしょうか、そもそも出してもらうときに、こういう能力がある人ということをおおまか程度示しておかないといけないのではないのでしょうか。例えば全く警備会社みたいな人が、建物や部屋を管理すればいいのかと思って応募してきてしまう可能性がありますよね。それで数が増えてしまって、我々がそれを見るのが大変だということにもなりかねないわけです。

この、施設の設置目的との関連で、それにふさわしい能力、意欲があるということをおおまか資格ではないにしても、ちょっと一言ぐらい言っておいたほうがいいのではないですか。単なる管理という頭で来られたら困ると思います。

◎**委員** よろしいですか。私も全く同意見で、先ほど、資格は要らないということだったのですが、例えば職歴だとか、その方がおやりになっている今までやってきた経歴だとかを見て、多分この方であれば大丈夫だろうなということが判断できる資料を、この応募書類の中にぜひ入れていただきたいと思います。そうしないと、今、委員長がおっしゃったように、例えば警備会社が「まあいいだろう」ということで、また、社長さんが「いや、私は経営の経験がありますよ」みたいなお話だと、ちょっとどうかなとは思っています。

今回の目的が特にソフト立ち上げを中心とした施設ということであれば、それを主導するマネージャーの方がきちっとした形でこの事業をできるかどうかというのは、多分今回の判断で一番大きな要になると思いますので、今言われたように、「なるほど、この方ならば大丈夫だろう」というような、そういう経歴書みたいなものをぜひつけていただきたいなと思います。

◎**委員長** 例えば、この第3条で目的が決まっているわけですよ。ですから、応募条件のところ、応募資格1、法人その他の団体、つまり個人はだめですよということですね。あと、もう1項目、②として、条例第3条に掲げる事業を行うに足る経験と能力を有する者とか、ちょっと一言加えたほうがよくないですか。

◎**當麻経済課長** 今のご提案についてでございますが、私どもといたしましては、こちらの要項の11ページの⑧の人員体制というところで、起業家育成支援を実施するために必要なノウハウを持った職員について、具体的な想定人物の特徴等を記載してもらうことによって、人員体制を明確にしてもらいたいと考えていたところでございますが、今ご指摘いただいた件につ

いては、検討させていただきたいと思います。

◎委員長 つまり、応募資格、今あるのは例えば1号、(1)として、(2)、2号を起こして、条例第3条に規定する事業を行うに足りる経験と能力を有する者と。例えばですよ。そのような1項目を入れていただくと。

◎当麻経済課長 はい。

◎委員長 そのほうがいいような気がするのですが、いかがでしょうか。

◎委員 そうですね。

◎委員長 これは要項ですから相手に出すわけですよ。

ただ、そういう評価をしますよという大前提として、やはり応募資格のところ、単に箱物の管理ではだめですよということをわかるようにしておいたほうがよくないですか。

ですから、8ページのIV応募の条件のところ、1を1号にして、2号、(2)をつけて、先ほど申し上げたように、条例第3条云々と。そこを一言、大前提として最初に入れたほうがよいと思います。

◎当麻経済課長 検討させていただきます。

◎委員長 では、その点はそのように改めていただくようご検討お願いします。

今、募集要項について議論しているのですが、ほかに何かご意見はありますでしょうか。

◎委員 ちょっとよくわからなかったのですが、15ページの3番のところ、産業競争力強化法に基づく創業支援についてということですが、この事業とこの産業支援強化とはどういう関わりになるのですか。

◎当麻経済課長 これは、経産省がこの1月に出したのですが、結局、創業支援を育成する、支援するために、地域全体を考えてやっていこうという構想が出てきたのです。それに対して、私たちはこの東小金井事業創造センターを一つの核として、小金井市全体のものを考えていきたいと、今、考えているところです。

◎委員 計画は小金井市さんのほうで作って、経産省のほうへ出して、その計画を承認してもらえれば助成ができるよということですね。その計画の中に、このセンターの事業を盛り込みますという意味ですね。ですからそれに従いなさいということか、それとも、計画の中に指定管理者の方も協力しながらいろいろな案を出すなりしてくださいということか、ちょっとその辺がわからないです。

◎当麻経済課長 これにつきましては、市と、今ここを管理している業者、今の委託業者でございますが、これが連携をして、小金井市全体で創業支援をするためのプログラムをまず考えます。これを経産省のほうに提出し、それが認められればその補助を受けられるということなんです。それで、その補助を受けられることによって、ではどこが核というかベースになるかという時点で、この東小金井事業創造センターを一つのベースに、基地にして行いたい。それで、小金井市全体の創業支援、創業したいと考えている人たちの支援を行いたい。

ですから、この施設に入っている人たちだけではないのです。この施設に入っている人たち

も当然対象になるのですが、この施設に入っていない人も、この経産省の補助金を受けることによって、例えば講演会であるとか勉強会であるとか、そういうものの講座を受けることができるということになります。

今の時点では、市が支援しようとしているのはこの施設の人だけなんです。個室の6人、ブースの6人、それからシェアスペースの30人ぐらい、その人たちのみを対象にしているものなのですが、この補助金を受けることによって、そこに入っている人たちのみならず、小金井市全体の、例えばここに入れなかったという人たちも出てくると思いますが、その人たちも対象とした支援を行える。支援をすることのできる補助金が、これから計画を立てることによって、経産省に出すことによってそれが認められれば受けることができるというものです。

◎委員 それ自体は市のほうでやるのですが、その核になる機関としてここが機能してもらうよということですね。

◎当麻経済課長 そうでございます。

◎委員長 センターに入った店子の人に補助金等がもらえるという。

◎当麻経済課長 だけではないのです。要は、この指定管理になった者が、基本的にはこの補助金を受けることになります。

◎委員長 指定管理者が受けるのですか。

◎川合市民部長 指定管理者に直接、国の補助金が入ります。そこで事業を展開することによって補助が受けられるというスキームになっています。例えば起業に向けた講座を実施する経費の補助や、講座を受講したり、アドバイスを受けたりした事業者が、将来自立するときまた国のほうからの支援が受けられるという性質の補助金です。

ですから、実際は指定管理者が行う事業に対して補助が国のほうから受けられるという実質的なお金の動きについてはそういう形になります。

◎委員長 では、この15ページの文言を読んだだけではわかりにくいのですが、これが採択されると、指定管理者が支援を受けることになるのですか。

◎当麻経済課長 そうです。指定管理者が支援を受けて、その指定管理者の事業が膨らむということです。今まではこの創造センターの中に入っている人たちのみを対象にしかできなかった。それはなぜかといいますと、その人たちの利用料でもってこの施設を運営していたから。ということになるわけですが、この、国からの支援を受けることによって、その人たちは当然対象になりますが、その人たち以外の、この施設に入ることのできなかつた人に対しても支援をすることができるということになります。

◎委員長 そこまではちょっとわかりにくいですね。ここにそれを書く必要があるかどうかということもあるとは思いますが。

今のご説明の趣旨をもう少しはっきりするように、書くのならば、ちょっと見直していただいたほうがいいのではないですか。

◎当麻経済課長 確かに、この件につきましては、これから申請をして、もらえるかもしれな

いというものです。ですから、委員長のご指摘のとおり、かもしれないということをここに書くことについては、ちょっと不適當かもしれません。

ですから、この記載については検討いたします。

◎委員長 別に削れと言うつもりはないですが、書くのならもう少し、誰にお金がもらえるのかははっきりわかるように書いたほうが良いような気がしたのです。不確定なことだから、逆にこの程度でもいいかなという気もしますが、どうでしょうか。

では、一応検討していただいて、もう少し適切な表現があれば、仮定の話ではあるけれど、もう少し具体的に書けるのであれば表現を工夫していただきたいと思います。その程度でよろしいでしょうか。

◎當麻経済課長 はい、わかりました。

◎委員 ちなみに、この補助金というのは、限度額は幾らぐらいですか。

◎當麻経済課長 限度額は1,000万円になっています。

◎委員 補助率はどれぐらいですか。全額補助金ですか。

◎當麻経済課長 補助率は3分の2以内になります。

◎委員 では3分の1はこの事業者が払うということによろしいですか。

◎當麻経済課長 はい。

◎川合市民部長 事業者が考えた事業が、補助を受けることによって3倍の事業ができるようになるよということです。

◎委員長 それで、その事業者というのは指定管理者のことなのですか。

◎川合市民部長 そうです。

◎委員長 そこははっきりしたほうが良いですよ。

◎川合市民部長 指定管理者が50万の事業をやろうと思ったら、150万までの事業が組み立てられますよということです。

◎委員長 そうであるならば、この2行目の、「本計画が採択された場合」の次に、「指定管理者は」と主語を入れたらいいのではないですか。それでかなりはっきりしますよ。

「支援が得られる場合がある」のではなくて、「支援が得られる」んですかね。まあ、ちょっとそこは実態がわかりませんので、精査した上で、表現の検討をお願いいたします。

◎當麻経済課長 はい。

◎委員長 それでは、もう1項目ありますので、募集要項については大体以上でよろしいでしょうか。もし何かありましたら、また後ほど出していただくことにしまして、とりあえず、第1点については以上とさせていただきます。

次に、選定基準について検討をしたいと思います。

先ほど用紙が2枚ございましたが、これから4月に実際に選定をすることになるわけですが、この間の経験からしましても、その際に、この選定基準が大変重要な意味を持てきますし、我々の作業にどれだけ時間がかかるかという切実な問題にも関わってきますので、この選定基

準について質疑を行いたいと思います。

何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

この募集要項の中に、評価項目があるわけなんですけど、私が前回痛感したことは、13ページの2のところなんです。この13ページの2の評価項目と、この選定基準が合っていないと、非常に審査をしにくいわけです。逆に言うと、この評価項目と審査項目が、特に順番も含めてきちんと対応していると、非常に評価がしやすいということになるわけです。今回、大項目は一致しているのですね。評価項目は一致しているのだけれど、事業計画書ですね。9ページの(9)、5の提案内容。提案内容と評価項目が一致していないと非常にやりにくくなるんですよ。そこがやはり一致はしていないんですね。

それで、さっきの、縦と横が一緒になっているかと思ったらそうではなくて、横のほうは計画書との対応表を作ってくださいと、そういうことですね。そこが前回と比べて大きな進化なのですが、これで十分ですか。

応募者に書いていただく段階で、もうちょっと整合性はとれないですか。最初の基本方針ぐらいは自由に書いてもらおうとしても。

◎委員 3の中に、先ほどのマネージャーの件は入れなくてもいいのですか。

◎委員長 どういう人を配置するかということですか。

◎委員 ええ。そういう人員がいるのかという。

◎委員長 それは今の項目だと(3)になるはずですね。

◎委員 (3)の8になりますね。

◎委員長 やはりここで、この10ページに書かれている提案内容に従って書かれた提案書ができたとした場合に、こっちの評価項目とかなり不一致ですよ。そこは何とかならないでしょうか。(1)の基本方針は自由に書いてもらおうとしても、例えば次の項目、評価項目が事業者の現状と実績ということになっているのですから、それは(5)収支計画とか。

ここはやはり、もう一工夫できませんか。せっかく考えていただいているから、これを生かすとしても、この書いてもらう順番を、もうちょっとこの評価項目の、少なくとも大項目の順番と一致するように組みかえていただくと、我々は非常にやりやすくなります。

何しろ前回、5者から6者ぐらいで大変な苦勞をしましたから、仮にたくさん応募があった場合に、それぞれの申請者の用紙を、あっちの提案書をひっくり返したりこっちの提案書をひっくり返したりしてこの評価項目と突き合わせるのは相当大変です。しかもこれ、宿題でやらなければいけないわけですから。

◎當麻経済課長 委員長ご指摘のとおり、この件につきましては、この大項目を入れかえることによって対応させていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

◎委員長 入れかえて、かつ、なるべく評価項目と、この書いてもらう内容が一致するように。ちょっと考えていただけませんかでしょうか。

◎當麻経済課長 はい。



◎委員長 我々も限られた時間できちんと評価するためには、やはり資料がきちんとできていないと、我々の能力を超えてしまう可能性もありますので。

では、対応していただけるようですので、この評価項目と、順番と内容がなるべく一致するように、様式を再考していただく。それでよろしいですか。

というか、そもそも審査する項目を書いてもらわないと、向こうも意味がないと思うんです。

◎委員 審査項目があって、それに対する評価ですからね。評価基準はいつも同じだけれど、評価の対象になるものが違って来るよと。これはちょっと違うのではないかな。逆ではないかなと思うんです。

ただ、これを見ると、施設の維持管理だとか収益性のところというのと、評価項目にもそういう項目はありますから、私が見ると、先ほども言っていましたが、基準の3番あたりがこちらの施設のいろいろな提案の2番、事業の実施計画、この辺のところの中身がこちらの中に入ってくるとわかりやすくなるのかなと。

◎委員 申請というか提案者のほうも、どこを重点に提案していいのか、これではわかりません。先ほどのご説明でいくと、どちらかというと3番の起業家育成・支援を中心にとすることで、評価項目も一番多くなっているのですが、この提案内容のこれだけを見ると、どこに重点を置いていいのかわかりません。

◎委員長 これ、どっちが本当なんですか。応募書類と評価項目とは。

◎委員 審査基準がもとなんでしょうね。

◎委員長 審査基準がもとなんですよね、恐らく。そうしたら、この審査基準に合うように応募書類を書いてもらえばいいわけですよ。ぴったり一致しなくてもいいですから。

というか、これからほかの指定管理者の話も出てきて、そうすると当然、ちょっと基準が違ってくることはあり得るわけですから、そんなにぴったり一致しないかもしれないけれど、少なくとも、まず選定基準の大項目と、応募書類で書いてもらう項目は一致させて、中の具体的な小項目もなるべく評価項目と一致するように組みかえていただけませんか。

◎委員 納税証明書とか決算書とかはくっついていると見やすかったりしますよね。組みかえが幾つかあると、実際はチェックはしやすいのかなと。

◎委員長 そうですね。だから、いずれにしても、評価項目と書いてもらう順番が一致していれば問題ないわけですよ。そこの点をちょっと考慮していただいて。

◎當麻経済課長 はい。

◎委員長 これ、実際にばらばらになってしまっていると、本当に、評価していて大変でしたものね。あっちを見たりこっちを見たりして。しかも複数の業者でやるわけですから。

ではそういうことで、むしろこっちが鶏で親ということですから、選定基準に合わせて応募書類を書いていただく。細部まで必ずしも一致しなくてもいいですから、その方針で見直していただくと。ではその点をお願いしたいと思います。よろしくご配慮をお願いいたします。

◎當麻経済課長 はい、わかりました。

◎委員長 それから、その評価項目と関連してもう1点すごく気になったのは、前回審査をしたときに非常に重視されたのは財政状況で、自己資本比率だったのです。ということは、もちろんここにも専門の方がいらっしゃいますので、こちらで計算することもできるわけですが、どうせその項目を重視するのならば、過去3年ぐらいの自己資本比率は、この応募書類の中で申請者に明記していただくようにしたらいかがでしょうか。前回、それが決定的な要因になりましたので。

ということは、この応募書類の提案内容の順番が変わるのでしょうか、収支計画のところになるのでしょうか。

◎委員 決算報告書になるかと思います。9ページの応募書類の中の(8)決算報告書ですね。

◎委員長 決算報告書も何かまちまちでしたものね。だから、決算報告書とともに、過去3年間ぐらいの自己資本比率でよろしいですかね。

◎委員 決算報告書も直近3年間と書いてあるようです。

◎委員長 書いてありますか。では直近3年間の、事業年度でまだ途中で出ていないとか言われることもあるけれど、それはもうとにかくある範囲で、直近3年間の自己資本比率でよろしいですか。

◎委員 企業が勝手に作ってくる決算書類に関して、別途書類、こういう率を出しなさいという言い方として、例えば自己資本比率を出しなさい、流動比率を出しなさいというのはどうなんでしょうか。

◎委員 貸借対照表って、結構大項目で比率が載っていませんか。

◎委員 企業によってはただの決算書をつけてくるところも。でも試算表ではないので。ただの決算書なんです。そうすると、ほかの委員も見づらいので、ある程度この率とこの率とこの率は3年間書きなさい、という指示も悪くはないのかなと思いますが。

◎委員 そうですね。

◎委員長 前は委員長が公認会計士でいらっしゃったから、委員長は専門的立場から見て、「この会社は大変だ」とか、この場で急におっしゃられて、私などはその事業者のサービスが一番いいと思って高く点をつけていたところが最も財務状況が悪いということがこの場で判明して、急遽評価を変えなければいけなくなったりしたことがありましたからね。やはり選定した業者が潰れてしまったりすると非常に困るわけなので。

◎委員 そうですね。そこは一つ選定に入れてもいいですよ。

◎委員長 では、そういうことで、もうあらかじめ過去3年間の自己資本比率を提出書類として出していただくということで問題はないでしょうか。

◎委員 ないと思います。計算方法も一緒に入れておいていただければなおいいのではないですか。

◎委員長 計算の仕方は幾つかあるんですか。

◎委員 いえ、多分、出してくる人って、そんなに事業に慣れていない、決算書もあまり自分

で作ったことがないみたいな方たちではなかろうかと思われま。なので、計算方法も、税理士さんが作るのであればそれでいいでしょうけれど、自分で作るのであれば計算方法を載せておいてあげないと。

◎委員長 そうですか。それがうそか本当か見抜くだけでも楽になりますよね。全く書いていないと、少なくとも私のような素人にはお手上げです。

ではそういうことで、過去3年間の自己資本比率を決算報告書とともに提出していただくと。

◎委員 そういうのは可能なのでしょうか。

◎水落企画政策課長 可能だと思うのですが、計算方式みたいなものというのは何かあるんですか。

◎委員 一般的に出ています。

◎委員 ただ、そういう言葉自体をもし知らなければ困ってしまうので、親切に入れておいてあげたらいいのではないですか。

◎竹田企画政策課長補佐 どれを資本にカウントできるかって、難しいことはありませんか。

◎委員 いや、そんなことはないと思います。

◎委員 総資産を分母にして、自己資本、純資産を分子にしてあげれば。

◎委員長 では、ちょっとご指導いただいて、それを一言つけると。

というか、一応こっちで基準を示して、それに従って書いてもらえば、何も書いていないよりはずっといいと思います。

◎委員 財務状態を注意して見ているというのも、一つアピールになるのではないのでしょうか。

◎委員長 とにかく書いてもらってれば、専門家がいらっしゃるからそれがうそか本当かは割と簡単に見ていただけると思いますので。

ではそういうことで、決算報告書の中に過去3年の自己資本比率を明記すると。

◎委員 自己資本比率だけでいいですか。ほかの率も出させますか。

◎委員 この前のとき、過去に債務超過があったとか、そういう話が出てきましたよね。

◎委員 債務超過についての説明を書かせますか。

◎委員長 それは、気がついたらヒアリングのときに個別に聞いてもいいですよ。

◎委員 書かせるのは、注意しているということになりますね。

◎委員長 そうですね。ではとりあえず自己資本比率。とりあえずそれでいいですか。またやってみて、もっとほかの項目があれば、またそれも次回以降つけ足すということもあり得るでしょうから。とりあえず今回は自己資本比率を3年分書いていただくと。それもお願いしたいと思います。

つまり、評価項目に従って応募書類を組みかえていただくということと、自己資本比率も明記していただくということですね。

◎委員 あと、入居者の審査をする審査基準については、審査委員会を設け、条例第8条の要

件を満たしているかというのが、この仕様書の3ページ目に書いてあるのですが、例えばどんな人が入ってくるかというところまでちょっと気になります。入居者によってはいろいろなことが考えられると思うのです。それを判断する指定管理者がどんな基準を持っているかというのは、気にしたいなと思ったのですが、皆さんはどう思われますか。

◎委員長 つまり、指定管理者に選定された暁に、どういう基準で入居者を選定するか。

◎委員 はい。知っておきたいかなというのはちょっとあります。

◎委員 これはもう、全部指定管理者に委ねてしまうのですか。

◎委員 審査委員会の審査基準がどんなものかを考えていらっしゃるかというのは、委ねてしまうんですよね。

◎委員長 それは、10ページの提案内容の(2)の事業の実施計画の中で、入居者の選定をどのように行うか。そういう項目があったほうがいいということですか。

では、それはあるに越したことはないですよ。

◎委員 そうですね。どんな基準で選ぼうとされているかは。

◎委員長 では、この事業等の実施計画に相当する部分に、入居者の選定方法について書いてもらう項目を設けるということですね。

◎委員 審査委員会の審査基準の案でもいいので。

◎委員長 この事業を進めていく上では、それは出発点になるのかもしれませんが。

◎委員 80人ぐらいの人が今、応募しようとしている中で、どれだけの基準をして入居者を選ぶのかというのは興味があるところです。

◎委員長 今のは選定基準と募集要項と両方に絡むのですが、ご理解いただけましたか。

◎當麻経済課長 今のお話ですが、10ページの(2)の②のところで、個室などの入居希望者の審査・選定方法・透明性について、考えや具体策を記載してくださいという旨がございます。

◎委員長 あるんですね。なるほど。

◎委員 では、これをもとに、私たちもうまく審査をチェックすることにしていけばいいんですね。

◎委員長 そうですね。ここにあるんですね。

表現は、これでよろしいですか。

◎委員 はい、大丈夫です。

◎委員長 では、既にご配慮いただいていたようなので。どうも失礼しました。ではこれで審査をします。

ほかにはいかがでしょうか。

◎委員 あと、お願いなのですが、前回、どうしても資料だけではわからなかった部分を会議で担当課に質問したのですが、我々が見ている範囲だけしかなかなかお答えいただかなかったということもありますので、できれば事前に担当課で、このところはちょっと、資料だけで

はわからないなというところがありましたら、そのところはできるだけわかる範囲で、担当課なりに資料収集なり情報収集を事前にしていただきたいと思うのです。

私のほうでわからないところを質問しても、我々がいただいた資料の範囲しかわからないということだとすると、聞いてもほとんど意味がないものですから、できるだけ、担当課として、事柄については整理していただきたいというのは一つお願いします。

◎委員長 それもやっていただくに越したことはないと思います。つまり、応募書類が出た段階で、担当課の方がまずそれを整理する前提として、当然目を通すわけですよ。その中で、もし疑問点が出てきたら、我々の審査を待たずに、資料を出してもらったり、申請者に質問するなりして、なるべく不明確な点を少なくしてほしいということですか。

◎委員 そうです。前回、一覧表を作っていたのですが、当然、一覧表を作ったときに、多分なかなか読み切れないとかわからないところは、これはどういう意味なのかと事業者にお聞きしながら一覧表を作られているのかなと、私はそういう理解をしていたのですが。実際そうではなくて、書かれていることを機械的にまとめて一覧表にされたということも見受けられますので、全部が全部ではないのですが、一覧表をもしお作りになるのであれば、できるだけ中で咀嚼していただいて作っていただいて、我々がこういうことですかとお聞きしたときに、その段階でもわかる範囲でお答えいただきたいと思うのですが。

◎委員長 そうですね。つまり、応募書類を見て、多分、一覧表みたいなまとめを作ってくださいと思うのですが、その段階でもし疑義があれば、積極的に事業者を確認していただきたい。それは可能な限りでお願いするということでよろしいですか。

◎委員 そうですね。全部が全部ではないのですが、できるだけいいです。そうしないと、実際に事業者の方に来ていただいて、そこで質問しないとわからないということになると後戻りになるので、ある程度わかる範囲であれば事前に聞いていただいて、我々が質問したときにわかるような形にさせていただけるとありがたいなと。

◎委員長 それはすごくありがたいですよ。

◎水落企画政策課長 委員のお気持ちはよくわかるのですが、委員の質問を想定しつつ作らなければいけないのかなと思うので、それはそれでかなり厳しいのかなというふうには思います。

◎委員長 だから可能な限りでということで、例えば読んでいて明らかにここはおかしいとか、これはどういう意味かわからないというときに、そのまま書くよりは、「これはどういうことですか、間違いではないですか」と聞いていただく。できる範囲でということで。

◎委員 そうです。別に私のほうがではなくて、担当課として見たときに、ちょっとこれはよくわからないなとか、ちょっと意味が、書類だけでは不十分だなということを補っていただければ、多分ほとんどわかると思いますので。その程度で結構です。

◎委員長 あるいは、この書類が出ていないということもありましたからね。そういうときにはすぐに確認されたほうがいいと思いますので。大変だとは思いますが、可能な範囲でお願いします。

◎竹田企画政策課長補佐 我々というフィルターを通してしまうことによって見え方が違ってきてしまうということもあり得るので、明らかにわかりにくいとか、明らかに情報に間違いがあるという場合は補足するべきかなと思うのですが、ちょっとフィルターを通すことによって情報が変換される可能性があるような部分というのは、逆にそれは気をつけながらやらないといけないかなと思います。

◎委員長 そこはもちろん信頼していますので。「この表現はおかしいから直せ」ということは言えないでしょうけれど、ここはちょっとおかしいのではないかとか、足りないのではないかとかという客観的な誤りと思われる場合には、できる限り事前にチェックしていただくと。その程度にご理解いただければと思います。

では、この点についてはそのようにお問い合わせいたします。

ほかに、選定基準について何か質疑はございますでしょうか。

では、時間も迫ってきましたので、大体議論は出尽くしたのではないかと考えられますので、本件についての質疑を終了いたします。

それでは、本日、市長から諮問を受けた公募につきましては、幾つか意見をつけるべき箇所が出てまいりました。何か所かありましたが、一つは先ほどから問題になっているように、選定基準に合わせて応募書類を作ってください。なるべく、その書いていただく細部もこの選定基準と、完全に一致しないまでもできるだけ合わせていただく。その点が1点です。

もう一つは、収支報告書とともに過去3年間の自己資本比率を明記するようにお願いするという事です。

最後の点は、書類が出た段階で、客観的な誤りなどがあれば担当課から可能な範囲で事業者にお問い合わせしていただきたい。その3点ですね。

あと何かありましたか。

では、以上の3点について意見を付して、答申をすることとしたいと思います。これについてご異議はありますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員長 では、異議なしと認めます。したがって、本件につきましては、以上の3点を付した上で答申をすることと決定いたします。

次に、次回の委員会日程についてを議題といたします。

日程の調整をする前に、まず1次審査及び2次審査のあり方について協議をさせていただきたいと思います。

では、事務局から説明をお願いいたします。

◎水落企画政策課長 1次審査につきましては、先ほどの変更点を含めまして決定しました選考基準に基づいて書類選考を行います。応募状況にもよりますが、応募者多数の場合は3者程度に絞り込みたいと考えております。応募のあった書類を事前に各委員に送付し、書類による審査を行っていただき、委員会での協議を行った後に、総合的に合計点数の上位から3者程度

を1次審査合格としたいと考えております。

その後、2次審査を同じ選定基準によりプレゼンテーション・質疑を行った後に採点をし、合計点数の一番高い団体を候補者に決定するという形にできればと考えております。

2次審査の時間としましては、1者当たりプレゼンテーション15分、質疑20分、審査10分の合計45分で行うという形の提案をさせていただきたいと思っております。

なお、2次審査におきましては、前回同様、パワーポイント等のパソコンの使用、要約版等の追加資料の配布は認めないこととしたいと考えております。ご協議のほどをお願いいたします。

◎委員長 つまり、従来どおりのやり方でやるということだと思っておりますが、今の点について、何かご意見はございますでしょうか。

まあ、特に問題なかったですね。多数の応募があったら3者程度に絞ってプレゼンテーションをしてもらうということですね。

では、従来のやり方を踏襲するということにしたいと思っております。

では、1次審査及び2次審査については、事務局提案のとおり行うことと決定いたします。

それでは、次回の日程について協議をしたいと思います。

では、日程調整のため、ここで一旦休憩いたします。

(休憩)

◎委員長 では、再開いたします。事務局の説明を求めます。

◎水落企画政策課長 次回の委員会の日程についてですが、指定の議案を6月市議会へ提出する関係で、恐縮でございますが、4月中に1次審査及び2次審査を実施したいと考えております。各委員の出欠の状況を集約しましたところ、1次審査は4月14日(月)14時から、2次審査は4月25日(金)10時からとさせていただければと考えております。

以上です。

◎委員長 事務局より日程の提案がございましたが、いかがでしょうか。

それでは、次回以降の日程についてですが、ご多忙のところ恐縮ですが、1次審査を4月14日14時から、2次審査を4月25日10時から概ね3時間、開催することと決定いたします。

その他何かございますでしょうか。

では、事務局からあるようですので、お願いします。

◎水落企画政策課長 今後の予定ですが、お手元にお配りした、任期中の審査案件スケジュールをご覧ください。

平成26年度については、本日ご審議いただいた東小金井事業創造センターの他に、平成27年3月で指定管理期間が終了する小金井市民交流センターについても、指定管理者の公募を予定しているところであります。

公募でございますので、スケジュールに示させていただいたとおり、4月に1回、7月に1

回、8月に1回の計3回の選定委員会の開催を予定しております。

そこで、市民交流センターの指定管理者の候補者の選定に際しまして、事前にご協議いただきたいことが3点ほどございます。

まず、1点目は、4月には東小金井事業創造センターの1次審査と2次審査の2回の委員会が既にごございます。さらに4月に1回追加で開催するか、それとも東小金井事業創造センターの審査と同日に行うか、のどちらかをご検討いただければと思います。委員の皆様にはご負担が大きくなるかとは存じますがよろしくお願いいたします。

2点目は、市民交流センターについては、前回の選定の際に、文化施設の運営にノウハウのある方に意見を伺い、選定に加わっていただいた経緯がございます。

条例第16条第8項に、「選定委員会は、必要に応じて指定に係る公の施設の管理運営に関して専門的知識を有する者の意見を求め、又は関係者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。」という規定がございます。その規定に基づき専門的知識を有する方2名に出席いただきました。

今回につきましても、文化施設の運営について専門的知識を有する方に出席をお願いしたいと考えているところでございます。

さらに、3点目ですが、前回は、その専門的知識を有する方には、皆様とは異なる専門的内容の選定基準を別に準備し、専門的な切り口からの審査・評点をいただいております。今回につきましても審査・評点に加わっていただきたいと考えております。

以上、3点でございますが、詳細につきましては、担当いたしますコミュニティ文化課より説明申し上げます。

◎平岡コミュニティ文化課長 コミュニティ文化課の平岡でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、担当課より2点ほど、補足をさせていただきます。

まず、今回4月の募集要項の諮問、7月に業者選考というスケジュールについてですが、指定管理者側に自主公演等も行っていただくこととなっております。そのためのアーティストの事前の確保などの準備に一定の期間を要することから、このような時期にお願いしたいもので、前回も同様のスケジュールでお願いさせていただいたところでございます。

また、文化施設の運営について専門的知識を有する方に出席いただき審査・評点に加わっていただく件につきましては、市民交流センターは、市民交流センター条例第1条にて、「優れた音楽、演劇等の文化及び芸術を享受することができる機会並びに自ら文化活動及び芸術活動を実践することができる場を市民に提供するとともに市民の多彩な交流活動の推進を図るため、小金井市民交流センターを設置する」と規定しており、指定管理者においては、当該設置目的に合致した運営をしていただくこととなりますことから、専門的な切り口からの審査・評点もいただきたく、今回、そのような形をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。



◎委員長 担当課から3点の提案がございました。

まず1点目の日程についてですが、いかがですか。

日程を分けるとなるといつになりますか。

◎水落企画政策課長 4月15日(火)の14時からか18時からです。

◎委員長 募集要項の審査だと、今日のように2時間程度かかるわけですよね。だとすれば、東小金井事業創造センターの審査と同日は厳しいですね。分けたほうがいいですね。

では、日程調整のため、休憩いたします。

(休憩)

◎委員長 では、再開します。

日程については4月15日(火)18時からでよろしいですか。

(異議なし)

◎委員長 それでは、その日程で決定いたします。

次に、2点目の専門的知識を有する方の出席についてですが、いかがですか。

前回もやっているようですので、いらっしゃったほうが心強いですよね。

では、専門的知識を有する方については、ご出席いただくということでよろしいですか。

(異議なし)

◎委員長 それでは、そのように決定いたします。。

最後に、3点目、その専門的知識を有する方に審査・評点に参加していただくことですが、いかがですか。

これも前回と同じで、審査・評点に加わっていただくということでよろしいですか。

(異議なし)

◎委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かございますでしょうか。

以上で本日の議事はすべて終了でございます。これをもって閉会といたします。皆さん大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

(午後8時30分閉会)